

全労金2021春季生活闘争ニュース・第6号

【全労金2021春季生活闘争統一スローガン】
今こそ全国の仲間と思いをひとつに！心は密に団結を！

各単組の要求概要を共有し 全単組で「統一闘争」を力強く展開しよう！

全労金2021春季生活闘争における要求の組み立ては、全労金が示す要求課題から、単組が優先して改善をめざす課題を選択して要求する扱いとしています。したがって、要求する内容は単組ごとに異なりますが、「統一闘争」を全労金組織全体で一体感を持って展開し、要求実現の大きな力にするためには、自単組の要求内容や交渉状況だけでなく、互いの要求内容や交渉状況も共有し、必要な支援に繋げていくことが重要です。

今号からは、全労金が2021春季生活闘争方針で示した課題に沿って、単組の要求概要をお伝えします。

安定雇用の実現

《無期雇用への転換権付与》◎要求する単組 1単組／東海（関連）

全労金は、2012年8月に改正された労働契約法の趣旨を踏まえ、2013春季生活闘争以降、雇用期間が3年を超えて無期契約を希望する嘱託等労働者に対して、一切の条件をつけずに期間の定めのない雇用への転換を申し入れる権利の付与を要求として掲げてきました。その結果、2020春季生活闘争までに、金庫・中央機関で働く嘱託等職員は全単組（一部条件あり）、関連会社で働く嘱託等社員は9単組中5単組で実現しています。

なお、2020春季生活闘争では、関連会社で実現していない4単組のうち、2単組が要求を掲げ、2単組が申し入れしましたが、実現には至りませんでした。

基本賃金の改善

《正職員》

◎要求する単組 5単組／長野・静岡・中国・四国・沖縄

長野：1～5等級の役割給S～B評価について、昇給額を一律2%（30～230円）引き上げ

静岡：23歳～36歳までの基礎給に対し、賃金表の改定（1,000～2,500円の引き上げ）

中国：監督職の職務給を1,000円引き上げ

四国：キャリア等級3等級の基本賃金3,000円の引き上げ

沖縄：1～2等級の能力給を一律1,000円の引き上げ

3～6等級の能力給の初任額、上限額、下限額を一律1,000円引き上げ

《嘱託等職員》

◎要求する単組 5単組／東北・静岡・中国・四国・沖縄

- 東北：契約職員P・C・A職務キャリア給の下限額 3,000円の引き上げ
契約職員D（再雇用）の基本賃金を 3,000円引き上げ
- 静岡：準職員A・Bの役割給を 1,500円引き上げ
- 中国：嘱託職員（専門職）の基本賃金を 1,000円引き上げ
契約職員Ⅱの基本賃金を 2,000円引き上げ
契約職員Ⅰの時間給適用者は時間給額13円の引き上げ
契約職員Ⅰの月給適用者は基本賃金を 2,000円引き上げ
- 四国：アソシエイト職員の職務等級A 1～3を 3,000円引き上げ
- 沖縄：準職員S、及び、準職員の能力給を一律 1,000円引き上げ

《 関連会社 》

◎要求する単組 3単組／東北・四国・九州

- 東北：代理店契約社員A職務の職務キャリア給下限額を 3,000円引き上げ
契約社員・代理店契約社員の退職再雇用者の基本賃金を 3,000円引き上げ
- 四国：社会保障の補給金を金庫と同一の制度とすること
S～C評価の昇給額を 500～3,500円引き上げ
- 九州：再雇用嘱託社員の賃金表1号俸を 200,000円に引き上げ

(※正職員・嘱託等職員・関連会社ともに、定期昇給に関する要求は除く)

全労金は、春季生活闘争における基本認識として、「基本賃金の改善」に関する要求課題は、経営に深刻な状況がある場合を除けば、労働組合の社会的役割発揮による社会への波及効果、職員のモチベーション向上による生産性向上、人財確保による好循環の実現、働きの価値に見合った賃金を実現する観点等から、継続して要求する課題と位置付けています。2020春季生活闘争では、全単組が必ず要求する「統一要求課題」に設定し、正職員で7単組、嘱託等職員で12単組が有額回答を引き出すことができました。

2021春季生活闘争においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、各単組が自金庫・事業体の賃金実態や人事・賃金制度を分析するとともに、同一労働同一賃金ガイドラインに基づく直近の協議状況も踏まえ、単組で十分検討したうえで要求を掲げています。

※ 次号は3月2日(火)に配信予定です。

※全労金HP (<http://www.zenrokin.or.jp/>) もご覧ください!

以 上

【全労金2021春季生活闘争統一スローガン】
今こそ全国の仲間と思いをひとつに！心は密に団結を！